

## 八王子市立学校の学級編制実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の学級編制実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学級編制の基準)

第2条 八王子市立の小学校及び中学校における1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の左欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数を基準とし、学年進行により現行の40人から35人に段階的に引き下げる措置を講じるものとする。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	35人（第3学年から第6学年までの児童で編制する学級にあっては、40人）
	連続する2つの学年の児童で編制する学級	10人
	学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条の規定に基づく特別支援学級	8人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40人
	学校教育法第81条の規定に基づく特別支援学級	8人

備考

- 1 中学校第1学年にあっては、同学年の生徒で編制する学級の基準により算定した学級の平均の生徒の数が35人を超える場合において、1学級の生徒の数を35人として、学級を編制することができる。
- 2 小学校の連続する2つの学年の児童で編制する学級で、1つの学年（第1学年及び第6学年を除く。）の児童数が6人以上の場合並びに第1学年及び第6学年の1学級の児童又は生徒の数の基準は、その学年を1つの学級として編制する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。